

J60745-2-15 (H14)

手持ち型電動工具の安全
パート 2 : ヘッジトリマー及びグラスシャーの
個別要求事項

この電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準は、
I E C 6 0 7 4 5 - 2 - 1 5 (1 9 8 4) に対応している基準である。

手持ち型電動工具の安全

パート 2：ヘッジトリマー及びグラスシャーの個別要求事項

1. 適用範囲

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

1.1 置換：

この規格は、ヘッジトリマー及びグラスシャーに適用する。

2. 用語の定義

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

2.2.23 第 1 パラグラフ

置換：

通常負荷とは、外部から負荷を加えずに連続運転することをいう。

切削手段は、通常使用時と同じように調節する。

3. 一般要求事項

パート 1 のこの項目を適用する。

4. 試験に関する共通事項

パート 1 のこの項目を適用する。

5. 定格

パート 1 のこの項目を適用する。

6. 分類

パート 1 のこの項目を適用する。

7. 表示

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

7.1 追加：

更にヘッジトリマー及びグラスシャーには、下記の警告又は下記と同等の警告を表示しなければならない。

- － この工具を雨にさらすことの無いように注意！
- － 電源ケーブルが損傷したり断線したらただちにプラグを抜くこと。

防沫型又は防水型のヘッジトリマー及びグラスシャーは、工具自体にこの警告を表示する必要は無い。

この文章の代わりに国際的に認められている記号を使用してもよい。

この要求事項は、多目的工具に取り付けられることができるヘッジトリマー又はグラスシャー用のアクセサリに対しても適用する。

7.12 追加：

ヘッジトリマー及びグラスシャーは、使用者又はその補助者に対し、怪我の危険を最小限におさえるために、工具を安全に操作する方法に関する全ての情報を与える取り扱い説明書を添付すること。

この取扱説明書には、7.1に要求された警告をより詳細に重ねて述べなければならない。

より詳細な警告の例としては、雨が降っているときこの工具を決して屋外に放置しないこと及びこの工具を決して濡れた状態で使用しない事という記述である。

この取扱説明書の目立つ所に、使用者に対して、もし電源ケーブルが損傷又は断線した場合には電源プラグを直ちに抜くという警告を与えなければならない。

8. 感電に対する保護

下記を除き、パート1のこの項目を適用する。

8.6 追加：

クラスIIの工具のハンドルは、絶縁材製又は19.2に規定された試験の後15.3の要求事項に適する固定された絶縁被覆を有する金属製であること。

ハンドルは、ブレードと電氣的に接触する金属部と使用者の手の接触の危険を少なくするように形づくられていること。

9. 始動

パート1のこの項目を適用する。

10. 入力及び電流

下記を除き、パート1のこの項目を適用する。

10.1 修正：

この試験は行わない。

11. 温度上昇

下記を除き、パート1のこの項目を適用する。

11.4 置換：

温度上昇は、通常負荷に規定された条件において、工具を30分間運転した後に測定する。

12. 漏洩電流

パート1の項目を適用する。

13. 無線及びテレビ妨害抑制

パート1のこの項目を適用する。

14. 耐湿性

パート1のこの項目を適用する。

15. 絶縁抵抗及び耐電圧

パート1のこの項目を適用する。

16. 耐久性

下記を除き、パート1のこの項目を適用する。

16.2 追加：

ブレードは、過度の摩擦を防止するために必要な潤滑を行うよう配慮することが望ましい。

17. 異常運転

パート1のこの項目を適用する。

18. 機械的危険

パート1のこの項目を適用する。

19. 機械的強度

パート1のこの項目を適用する。

20. 構造

下記を除き、パート1のこの項目を適用する。

追加の項目：

20.101 ヘッジトリマー及びグラスシャーは、クラスII又はクラスIIIであること。

20.102 ヘッジトリマーは、2つのハンドルが備えられていること；グラスシャーは一つのハンドルだけでもよい。

ハンドルは、使用者の手が不注意でブレードに触れる危険を最小限におさえる形状でなければならない。

例えば、ハンドルが通常の使用状態において握られる箇所で、ブレードに最も近い側に適切なガードを有している場合、ブレードと使用者の手の接触は十分に防止されているとみなされる。

モーターを有する部分は、適切な形状をしていればハンドルとみなされる。

21. 内部配線

パート1のこの項目を適用する。

22. 部品

下記を除き、パート1のこの項目を適用する。

22.2 追加：

工具は、スイッチの操作部を放すと、電源を自動的に遮断する電源スイッチを有すること。

スイッチは、工具を始動するために必要とする指と同じ指を1回動作するだけでロックを解除することができるもの以外、「on」位置に固定する手段があってはならない。

この要求事項は、ヘッジトリマー又はグラスシャー用のアクセサリを取り付けることができる多目的の工具には、適用しない。

23. 電源接続並びに外部可撓ケーブル及びコード

下記を除き、パート1のこの項目を適用する。

23.2 修正：

防沫型工具は、14の防沫型工具の要求事項に適合するなら機器用インレットを用いてよい。

24. 外部電線用端子

パート1のこの項目を適用する。

25. アース接続

パート1のこの項目を適用する。

26. ねじ及び接続

パート 1 のこの項目を適用する。

27. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁物距離

パート 1 のこの項目を適用する。

28. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性

パート 1 のこの項目を適用する。

29. 耐腐食性

パート 1 のこの項目を適用する。

附属書 A
温度過昇防止装置及び過負荷保護装置

パート 1 の附属書を適用する。

附属書 B
電子回路

パート 1 の附属書を適用する。

附属書 C
安全絶縁変圧器の構造

パート 1 の附属書を適用する。

附属書 D
沿面距離及び空間距離の測定

パート 1 の附属書を適用する。

